令和7年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠であり、内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府(以下、「内閣官房等」という)においては組織全体で調達の改善に取り組むこととしている。

内閣官房等では、令和7年度において約2,030億円の調達を実施することが見込まれている。

令和7年度については、「調達改善の取組の推進について」(平成25年4月5日行政改革推進本部決定)及び「調達改善の取組の強化について (調達改善の取組指針の策定)」(平成27年1月26日行政改革推進会議)において示された取組等のうち、平成24年度から令和5年度までの本取 組の自己評価や「令和6年度内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善計画の上半期自己評価の結果」を踏まえ、更なる調達の適切性・ 透明性の確保、効率性の向上等を目指し、これまで実施してきた各取組について継続して取り組む一方、調達改善計画の策定にあたっては、特に 重点的または共通的に取り組むべき事項に絞って取組内容、目標等について計画の項目として掲げることとし、以下及び様式1~2(※)のとお り令和7年度における調達改善計画を定める。

※様式1 (重点的な取組、共通的な取組)

様式2 (その他の取組)

I. 内閣官房等の調達の現状

1. 調達の概要

内閣官房等の令和5年度における調達実績は1,718件、約2,058億円であるが、その内容は主に後述する主要経費であげている専門性の高い5経費で279件、約697億円(表6参照)、その他は一般的な役務関係やシステム関係の調達となっており、その契約種別、応札状況、経費の内訳は表1~5のとおりである。

なお、地方支分部局については沖縄総合事務局のみであり、その対象額については約33億円となっている。

2. 調達の特徴

その内容を経費別に見ると情報システム関係が約135億円で6.5%、調査研究関係が約130億円で6.3%となっている。 契約形態別には、総件数のうち65.7%の1,129件が競争性のある契約であり、競争性のない随意契約は34.3%の589件となっている。これを金額比で見ると、契約金額のうち27.8%、約571億円が競争性のある契約、競争性のない随意契約は72.2%、約1,486億円となっている。 また、競争性のある契約について前年度と比較すると、件数では0.1ポイントの増加、契約金額では23.7ポイントの減少となっている。

表1 令和5年度内閣官房等における調達の契約種別

(単位:件、億円)

	契約方式	契約件数割合		契約金額	割合
	競争契約	949	55. 2%	368	17. 9%
	最低価格落札方式	531	56.0%	149	40. 4%
	総合評価落札方式	418	44.0%	220	59. 6%
競争性の ある契約	企画競争による随意契約	55	3. 2%	92	4. 5%
	公募による随意契約	113	6. 6%	101	4. 9%
	不落・不調による随意契約	12	0.7%	9	0. 5%
	小計	1, 129	65. 7%	571	27.8%
競勻	競争性のない随意契約		34. 3%	1, 486	72. 2%
	合計		100.0%	2, 058	100.0%

- (注1) 令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。
- (注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。
- (注3)金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。以下表2、表3、表4及び表5について同じ。
- (注4) 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表 2, 4, 5 について同じ。
- (注5) 最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合は競争契約の内数である。
- (注6) 「競争性のない随意契約」は随意契約(少額随意契約は含まない)から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

表2 令和5年度内閣官房等における調達の状況

(単位:件、億円)

		1 者		2者	以上	슴콹		
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
竞	竞争契約(最低価格落札方式)	217	103	314	45	531	149	
	割合	40. 9%	69. 5%	59. 1%	30.5%	100.0%	100.0%	
竞	竞争契約 (総合評価落札方式)	193	128	225	91	418	220	
	割合	46. 2%	58. 5%	53.8%	41.5%	100.0%	100.0%	
	企画競争による随意契約	18	11	37	81	55	92	
	割合	32. 7%	11.6%	67.3%	88.4%	100.0%	100.0%	
	公募による随意契約	70	98	0	0	70	98	
	割合	100.0%	100.0%		0.0%	100.0%	100.0%	

- (注1) 令和5年度の契約に関する統計及び内閣官房調査等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。
- (注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。
- (注3) 企画競争による随意契約の1者応札について、複数年継続する事業(国庫債務負担行為による複数年契約ではないもの)の次年度以降の集計も企画競争による随意契約の1者応札として集計しているものは下記のとおり。
- ○企画競争による随意契約の1者応札は、政府広報経費等(5件、約2億円)に係る継続案件を含む。
- (注4) 「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について(平成18 年財計第2017 号)」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」(タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの)については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。
- (注5) 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続(競争契約又は企画競争による随意契約) により整理 し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札(応募)者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札(応募)者数により整理する。
- (注6) 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

表3 令和5年度内閣官房等における調達経費の内訳

(本省・地方別)

(単位:件、億円)

		本	省	地方支纽	分部局等	府省全体		
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
	公共工事(A)	0	0	5	0	5	0	
公共工事等	割合 (A/J)	0.0%	0.0%	2. 7%	1.0%	0.3%	0.0%	
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	4	0	4	0	
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%	2. 1%	0.7%	0. 2%	0.0%	
	その他(C)	0	0	0	0	0	0	
	割合 (C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	小計	0	0	9	1	9	1	
	情報システム(D)	201	118	34	17	235	134	
	割合 (D/J)	13. 1%	5.8%	18. 2%	50. 4%	13. 7%	6. 5%	
	電力(E)	5	10	20	1	25	11	
	割合 (E/J)	0.3%	0.5%	10.7%	3. 1%	1.5%	0.6%	
	ガス(F)	5	1	0	0	5	1	
物	割合 (F/J)	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	
物品役務等	調査研究(G)	357	129	11	1	368	130	
等	割合 (G/J)	23.3%	6.4%	5.9%	2.5%	21.4%	6. 3%	
	競争的資金による研究(H)	31	2	0	0	31	2	
	割合(H/J)	2.0%	0.1%	0.0%	0.0%	1.8%	0.1%	
	その他(I)	932	1, 765	113	14	1,045	1, 779	
	割合 (I/J)	60.9%	87. 2%	60.4%	42.3%	60.8%	86. 5%	
	小計	1, 531	2, 024	178	33	1,709	2, 057	
	合計(J)	1, 531	2, 024	187	33	1,718	2, 058	

89. 1% 98. 4% 10. 9% 1. 6%

- (注1) 令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。
- (注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。
- (注3) 情報システムは(目) 情報処理業務庁費の案件、調査研究は契約の件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件、競争的資金による研究は「食品健康影響評価技術研究」制度で実施した研究を抽出。
- ※ 表3の欄外には、契約件数・契約金額の(本省/府省庁全体)及び(地方支分部局等/府省庁全体)の割合をそれぞれ記載。

表4 令和5年度内閣官房等における競争契約における調達経費の内訳

(本省・地方別)

(単位:件、億円)

		本	省	地方支外	分部局等	府省全体		
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
	公共工事 (A)	0	0	5	0	5	0	
公业	割合 (A/J)	0.0%	0.0%	4. 5%	1.3%	0. 5%	0.1%	
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	3	0	3	0	
公共工事等	割合 (B/J)	0.0%	0.0%	2.7%	0.7%	0. 3%	0.0%	
等 	その他(C)	0	0	0	0	0	0	
	割合 (C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	小計	0	0	8	0	8	0	
	情報システム(D)	68	37	21	14	89	51	
	割合 (D/J)	8.1%	10.7%	18.8%	58. 1%	9. 4%	13. 8%	
	電力(E)	2	0	0	0	2	0	
	割合 (E/J)	0. 2%	0.1%	0.0%	0.0%	0. 2%	0.1%	
	ガス(F)	1	0	0	0	1	0	
物	割合 (F/J)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0. 1%	0.0%	
物品役務等	調査研究(G)	333	118	6	0	339	118	
等 	割合 (G/J)	39. 8%	34. 4%	5. 4%	0.8%	35. 7%	32. 2%	
	競争的資金による研究(H)	0	0	0	0	0	0	
	割合(H/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	その他(I)	433	189	77	9	510	198	
	割合 (I/J)	51.7%	54.9%	68. 8%	39. 1%	53. 7%	53.8%	
	小計	837	344	104	24	941	368	
	· 合計(J)	837	344	112	24	949	368	

88. 2% 93. 4% 11. 8% 6. 6%

⁽注1) 令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。

⁽注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。

⁽注3) 情報システムは(目)情報処理業務庁費の案件、調査研究は契約の件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件、競争的資金による研究は「食品健康影響評価技術研究」制度で実施した研究を抽出。

[※] 表4の欄外には、契約件数・契約金額の(本省/府省庁全体)及び(地方支分部局等/府省庁全体)の割合をそれぞれ記載。

表 5 令和 5 年度内閣官房等における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(本省・地方別)

(単位:件、億円)

		本	省	地方支统	分部局等	府省全体		
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	
	公共工事(A)	0	0	1	0	1	0	
公 #	割合 (A/J)	0.0%	0.0%	1.8%	0. 2%	0. 2%	0.0%	
	公共工事に係る調査及び設計業務等(B)	0	0	3	0	3	0	
公共工事等	割合 (B/J)	0.0%	0.0%	5. 4%	1.0%	0. 7%	0.1%	
事等	その他(C)	0	0	0	0	0	0	
	割合 (C/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	小計	0	0	4	0	4	0	
	情報システム(D)	38	17	16	13	54	30	
	割合 (D/J)	10.7%	7.8%	28. 6%	77. 7%	13. 2%	12.9%	
	電力(E)	2	0	0	0	2	0	
	割合 (E/J)	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0. 5%	0.1%	
	ガス(F)	1	0	0	0	1	0	
物	割合 (F/J)	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0. 2%	0.0%	
物 品 役 務 等	調査研究(G)	144	70	3	0	147	70	
等 等	割合 (G/J)	40.7%	32.6%	5. 4%	0.9%	35. 9%	30.3%	
	競争的資金による研究(H)	0	0	0	0	0	0	
	割合 (H/J)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	その他(I)	169	128	33	3	202	131	
	割合 (I/J)	47.7%	59. 5%	58. 9%	20. 3%	49. 3%	56.6%	
	小計	354	215	52	17	406	232	
	合計(J)	354	215	56	17	410	232	

86. 3% 92. 7% 13. 7% 7. 3%

- (注1) 令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない)。
- (注2) 沖縄総合事務局は、内閣府所管に関する契約のみ。
- (注3)情報システムは(目)情報処理業務庁費の案件、調査研究は契約の件名に「調査」又は「研究」が含まれる案件、競争的資金による研究は「食品健康影響評価技術研究」制度で実施した研究を抽出。
- ※ 表 5 の欄外には、契約件数・契約金額の(本省/府省庁全体)及び(地方支分部局等/府省庁全体)の割合をそれぞれ記載。

表 6 令和 5 年度内閣官房等における主要経費の内訳

調達改善計画に掲げる主な対策

(単位・件 借円)

	契約 件数	割合	型 契約 金額	: 件、億円) 割合	一者応札 対応策等	価格交渉	競争性の 確保	厳正な執行
宇宙関係経費	27	1.6%	47	2.3%				0
遺棄化学関係経費	73	4. 2%	477	23. 2%	0	0		0
政府広報経費	62	3.6%	100	4. 9%				
防災関係経費	107	6. 2%	46	2.2%	0	0		
勲章製造等関係経費	10	0.6%	27	1.3%	0	0	0	
【主要経費】	279	16. 2%	697	33. 9%				
【主要経費以外】	1, 439	83.8%	1360	66. 1%	-	-	-	-
合計	1, 718	100.0%	2, 058	100.0%				

▋Ⅱ.調達改善計画の実施状況の把握

計画の進捗状況については、半期ごとにとりまとめる。

また、計画に無い取組を実施した場合又は実施を予定する場合は、上半期自己評価時にそれらを明記し、以後の自己評価において評価を実施す る。

Ⅲ. 自己評価の実施方法

上半期終了時点及び年度終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。 なお、評価においては入札等監視委員会での議論や内部監査の事後検証・評価機能を活用し、評価の精度を高める。

また、自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- 実施した取組内容及びその効果
- 目標の達成状況
- 実施において明らかになった課題
- 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

IV. 調達改善の推進体制

1. 外部有識者の活用方法

取組の推進に当たっては入札等監視委員会、デジタル統括アドバイザー等の意見を積極的に活用するものとする。特に、調達方法の適切性 や透明性の確保、経済合理性及び事務効率性の向上といった視点で、問題点の抽出、取組に対する監視、指導、助言等を求めるものとする。

2. 推進体制の整備・推進状況のフォローアップ

「内閣官房及び内閣法制局並びに内閣府本府調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を整備する。 構成メンバーは下記のとおり。

内閣府大臣官房長 統括責任者

副統括責任者 内閣官房内閣参事官・内閣府大臣官房会計課長

内閣官房内閣参事官(内閣総務官室)

内閣法制局長官総務室会計課長 内閣府大臣官房人事課長

内閣府大臣官房政策評価広報課長

沖縄総合事務局総務部長

実務者 内閣府大臣官房参事官(会計担当)

内閣府大臣官房会計課調査官

内閣官房内閣総務官室・

内閣府大臣官房会計課課長補佐(総括担当、経理担当、契約担当)

内閣官房内閣総務官室 (調整担当参事官補佐)

内閣法制局長官総務室会計課課長補佐

内閣府大臣官房人事課課長補佐 (企画担当)

内閣府大臣官房政策評価広報課能率専門官

沖縄総合事務局総務部会計課課長補佐 (経理担当)

推進チームにおける会合は必要に応じ開催する。

また、内閣府大臣官房参事官(会計担当)の主催により調達改善計画の推進状況のフォローアップのための実務者会合を半期に一度開催 し、進捗状況を取りまとめ、推進チームへ報告する。

3. 内部監査の活用

会計年度毎の会計監査実施方針及び会計監査実施計画において、監査項目として設定されている調達改善計画に掲げられる事項の進捗・改 善状況等の確認について、内部監査を実施予定。

監査における指摘事項等については、是正や改善の検討を行うとともに、それらの結果を自己評価や翌年度以降の計画に反映する。

V. その他

1. 自己評価の公表

計画に関する取組状況等については、ホームページにおいて公表する。

2. 計画の見直し

指針の改定や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行い、公表する

3. 所管独立行政法人への要請

所管独立行政法人に対し、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年 6月までに策定する当該年度の「調達等合理化計画」に、本計画の取組内容を踏まえ策定するよう、各法人の所管部局を通じて要請する。

【様式1】重点的な取組、共通的な取組

	令和7年度の調達改善計画						
点的 共通的 取組 な取組		具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易 度※ 1	取組の 開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期
	調達改善を管理の	(1) 前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。 - 入札予定案件を定期的に革前公表するなど積極的な情報機能、可能な限い調達事務を創門し、公示期間だけでなく十分な履行期間を確保。 - 没注意は、資格要件についての緩和を検討。 - 入札予定案件の事前公表、市場価格測を及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上の公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報を信を実施。なお、入札予定案件の事前公表の際、前年度に一番だれだった案件に分かかるように記載、一調夜の実施等の履行期間を全保し、併せてメルマガによる積極的な情報を信を実施。なお、入札予定案件の事前公表の際、前年度に一番だれだった案件に分からように記載、一調夜の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を具直し、一調度は異常な条件、任意を求めるものなっていから検証。 - 護療の事性を損む力なが動団で発生薬的の分割、財産参入事業者を確保。 - 仕様常について、販売販の作成、レイアウトの工夫で図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、教徒参入事業者を確保。 - 仕様常について、販売販の作成、レイアウトの工夫で図表の積極的活用、記載事項の関係化を収入を設定を開催し、事業者への内容理解の保護。 - 公表後(人札公告前)の早い吸階での説明会の実施を対行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組で実施をした。の理解促進のための取組で表は、一事な人と機体のため、以下の取組を実施する。 - 事業実施決成において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を提出さるとを支施法表時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を別証的を実施する。 - 全ての入札公告実施法表時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を別証的の場合で表述の場合を表し、のよれなの表別に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札与監視委員会においては、新年の表別に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札与監視委員会においては、対域の調整に、の参加は計算を対すれるよう分を表別し、記述の課題での実施。 (5) 遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件については、一部な人間の経過を要から、一者に札が継続している案件については、大様報の業務内容の明確に必要的の場合を表し、近年の原料の表述を表し、近年の原料の表述を表しまた。公路による値差契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指する。公路による値差契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指する。公路による値差要約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指する。公路による値差を表して、公路の機を設めに表しているのの、子算額を実施を対して、現本数を調整して予算額を決定しているのの、子算額を実施を設め、上でものの、手質額を実施しないため、全者を記しているのの、手質額を決定していた。、近年を察出を規定して、2 入れるのの、手質額を対していた。、近年を表とを制定して、2 対しのを表に参加し、2 入れるののの、2 手類を発して、2 年後を設定し、2 年後を設して、2 年後の表述を表して、2 年後の表述を表している。 2 年後の表述を表しているの表述を表しているの表述を表している。 2 年後の表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しているの表述を表しませないる。 2 年後の表述を表述を表述を表しているの表述を表しているの表述を表しませないる。 2 年後の表述を表しているの表述を表しているの表述を表述を表述を表しませないるの表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮	A	- (右取組成29 年度開始)	前年度一者応札案件(令和7年度でののでは、件数べつのでである。年度では、日指すでは、日指すのでは、対策と対策を存在上半期中に、対策と対している。	令和7 年度
0	調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。	業務の効率化	A	令和4年度	本取組により調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。	令和7年度

0	中小企業者の受注機会の増大	調達するサービスの質に与える影響に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努める。 ・入札参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術等を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められ、かつ、入札参加者の確保が図られる場合には、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努める。また、一者応札に留意しつつ、予定価格が低いものに関しては下位等級者に限定した入札実施を検討する。・新規事業者等への幅広い声掛けなど、事前の市場調査を行うことにより競争性を向上させる。また、物価・人件費等の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努める。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上	A	令和7年度	本取組により中小企業者の受注機会の増大に資する。	令和7年度
0	調達手法の改善 (随意契約への 移行)	一者応札が継続している案件の随意契約への移行等 複数にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(1)(2)の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施。 一方、公募に切り替えた後も引き続き3年にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。 また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、随意契約審査委員会で厳正な審査を行ったうえで、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。 他方、随意契約へ切り替えた後一定の期間が経過した案件について、技術革新等の社会状況の変化や仕様の見直しなどにより一般競争に戻す等検討を行う。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A		重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	令和7年度
0	価格交渉の推進	(1) 「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進 ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・価格交渉シートの手順により契約予定者と価格交渉を行い、契約内容や価格交渉の経緯を価格交渉シートに記録する。 ・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。 (2) 外部専門家による価格交渉の推進 ・デジタル統括アドバイザー等の助言による見種額の精査や、仕様のスリム化、適正化。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	-	当初提示額から前年度以上の削減を目指す。	令和7年度
		(3) 主要経費における価格交渉の取組(再掲) 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。 勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施し、近年の原材料費・人件費の大		A	-		
		は、子野禰原住から実料子上の作わります。					
0	新たな調達手法を採用した取組	特殊かつ専門性が高い2経費(宇宙関係経費、遺棄化学関係経費)における契約後に代価が確定する契約については、悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として被った損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査(企業の会計制度の信頼性を確認するための調査)を行う。	経済性の向上 品質の確保・向上	A	-		令和7年度
0	総合評価の効果的な活用	総合評価の効果的な活用のため、以下の取組を実施する。 ・システム関係の調達については、基準額以下の調達においても総合評価落札方式(加算方式)を活用。 ・可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上	A	-	本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や品質の向上に努める。	令和7年度

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数 ・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む) ・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を作力った民側利用者が1社以上存在する案件数電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数・電子契約案件数:電子契約案件数:電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組 A:発展的な取組 B:標準的な取組

令和7年度の調達改善計画				
具体的な取組内容	区分			
システム関係経費	継続			
・デジタル統括アドバイザー等の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。 ・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。				
・運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更し、中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す。 ➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。				
庁費類(汎用的な物品・役務)の調達	継続			
	水色形化			
・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記、荷物の配送等)を対象に、引き続き幹事官 庁として共同調達を実施するとともに、物価・人件費等の高騰を踏まえた適切な予定価格の設定に努める。 ・特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続 き更なる仕様の見直しを実施する。				
・共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実				
施方法の見直しを検討。 ・インターネット等を通じ、市場価格との比較をすることで、高額な調達とならないよう努める。				
⇒ 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用した調達に努めるほか、中小企業者の参入が多い分野であることから、庁費類の調達における中小企業者の受注機会の増大に努める。				
調達担当職員の養成・外部専門家の活用	継続			
・情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。 ・会計実務研修について、弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交				
渉や契約事務のスキルアップを図る。 ・民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。				
➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。				
・特殊かつ専門性が高い2経費(宇宙関係経費、遺棄化学関係経費)にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。				
カード決済	継続			
・既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の 簡素化を推進する。				
⇒ 光熱費支払いの事務負担を軽減。				
旅費業務の効率化	継続			
・「旅費業務の標準的な取扱い」(2024年12月各府省等申合せ)に基づき以下の取組を行う。 ①割引制度や出張パック商品等を最大限活用。 ②チケット手配等業務のアウトソーシングを継続して実施。 ③旅行者への旅費支払いの迅速化を図る。				
・担当職員が使用する改正旅費法に準拠した手引書の改訂及び周知を行う。				
⇒ 旅行者の経済的負担回避及びチケット手配等の負担軽減並びに担当職員の事務の効率化を推進。				
適正な物品管理	継続			
・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。				
⇒ 物品調達経費の適正化。				
会計業務の効率化	継続			
・調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約化するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。 ・会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。 ・仕様書で定める共通的な項目(個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等)について、様式の統一化を図る。				